

令和8年度予算第二特別委員会  
【速報版】

令和8年3月10日  
局別審査（財政局関係）

# 速報版

- ・この会議録は録音を文字起こしした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なもののため、今後修正されることがあります。
- ・正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横浜市会

## 財 政 局 関 係

午後 2 時41分再開

○川口広委員長 委員会を再開いたします。

---

○川口広委員長 それでは、財政局関係の審査に入ります。

---

○川口広委員長 質問の通告がありますので、順次これを許します。

なお、投影資料の使用の申出があったものについては、いずれもこれを許します。

それではまず、みわ智恵美委員の質問を許します。(拍手)

○みわ智恵美委員 共産党を代表して質問いたします。よろしくお願いいたします。

第三次・担い手三法を生かして建設業の担い手を確保する取組について伺います。

建設業は、社会資本の整備、管理を担い、災害時には地域の守り手として国民の生活や経済を支える極めて重要な役割を担っておりますが、横浜市における建設業の担い手不足状況について伺います。

○中澤ファシリティマネジメント推進部担当部長 市内建設業における就業者数は、国勢調査によると、減少傾向にあることを把握しております。市内建設業界の方々からは、近年、担い手不足とのお声をいただいております。

○みわ智恵美委員 建設業の担い手の中長期的な育成確保のためとして2014年と2019年にも行われた法改正が、今回第三次・担い手三法として改正が行われております。今回の法改正の目的を伺います。

○中澤ファシリティマネジメント推進部担当部長 担い手三法の改正は、インフラ整備の担い手、地域の守り手である建設業がその役割を果たし続けられるよう、担い手確保、生産性向上、地域における対応力強化の対策を行うことを目的としています。

○みわ智恵美委員 私たちが暮らすこの社会を本当に持続させていくために欠かせない方々です。新たに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に規定された公共工事の入札時に応札する事業者が提出する入札金額の内訳として、記載が必要となった項目について伺います。

○大塚契約部長 従来より、事業者は入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならないと公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律で定められております。今回の法改正などにより入札金額の内訳に記載する項目として、新たに材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費及び建設業退職金共済契約に係る掛金が規定されました。

○みわ智恵美委員 労務費について記載されることがなかったということは驚きですが、内訳が記載されますけれども、公共工事は重層構造を持ちます。スライドを御覧ください。(資料を表示) 建設工事請負契約に係る特有の課題について、国土交通省の資料です。実際の技能労働者が受け取る賃金が国基準労務費の7割にも及ばないとの実態を示す右肩下がりとなっております。次のスライドは、中央建設業審議会が、建設業法、契約法において労務費確保のイメージとして示したもので、御覧のよ

うに一次、二次の下請にも真っすぐ横並びで同じ労務費が支払われることを示しております。新たに記載されることとなった労務費には下請の内訳も記載されるのかどうか、契約部長に伺います。

○大塚契約部長 国のガイドラインにおいては、工事費内訳書に記載する労務費は、下請などの内訳を求めてはおりません。

○みわ智恵美委員 正しい労務費の行き渡りには実際に工事を行う方々に渡される労務費が肝です。国からも示されているように、正しい国基準の労務費が支払われるように市としても求めるべきです。法改正の狙いには、建設業における処遇改善も含まれまして、ダンピングの対策が重要です。ちょっとここで伺うのですが、ダンピングとはどういうものか御説明ください。

○大塚契約部長 今回は、労務費もそうですが、基準であったり単価であったり、そういったものをある意味考慮せず大幅な値下げなどをして行うようなことが、いわゆるダンピングと言われると思います。

○みわ智恵美委員 ありがとうございます。中を抜いていってしまうものですが、公契約条例こそが、こういう労務費のダンピングを防止する取組として効果を発揮すると考えますが、局長、見解を伺います。

○松井財政局長 処遇改善を目的としている点では、労務費ダンピング対策も公契約条例も同じであると考えております。条例制定につきましては、労働者、事業者の皆様からの様々な御意見もある中、国は、委員おっしゃっていたような建設業法等の担い手三法を改正し、労務費の確保と行き渡りなどの取組を進めております。本市といたしましても、その趣旨を踏まえ、適正な労働条件を確保するための環境整備に引き続き取り組んでまいります。

○みわ智恵美委員 国は、労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドラインを作成しました。本市でも、労務費ダンピングを防止するためのガイドラインを作成すべきと考えますが、見解を伺います。

○松井財政局長 国土交通省が示したガイドラインは、法改正に伴い労務費ダンピング防止策の具体的な指針を示したものでございます。本市におきましては、ガイドラインを改めて作成する予定はございませんが、国のガイドラインに基づき、労務費ダンピング防止に適切に対応してまいります。

○みわ智恵美委員 スライドを御覧ください。今、適切にと言われたのですが、きちんと明記しなければ、ちょっと担保できないのではないのでしょうか。本市としても、労務費の中抜きが違法であることを明示して、下請契約においても労務費の内訳記載を求めることが、国が決めた正しい国基準の労務費の行き渡りにつながると考えます。本市では、工事の適正な施工についての文書を事業者到手渡しております。下請契約についても言及しています。労務費の中抜きの違法性や内訳書の記載について要請文に明記すべきと考えますが、局長の見解を伺います。

○松井財政局長 事業者の皆様に対しましては、従来から関係法令の遵守等を求めているところでございますが、引き続き、適正な施工が行われるよう努めてまいります。

○**みわ智恵美委員** やはりちゃんと手渡しされる文書にきちんと書くべきだと思います。正しい国基準の労務費が現場の二次でも三次でも四次でも、その下請の方々にも行き渡るよう、市としてできる要請文への明記を改めて要望して、質問を終わります。

ありがとうございました。

---

○**川口広委員長** 次に、鈴木太郎委員の質問を許します。（拍手、「頑張れ」と呼ぶ者あり）

○**鈴木太郎委員** よろしくをお願いします。

まず、国の責任ある積極財政を踏まえた対応について伺います。

高市総理は、危機管理投資と成長投資を進める責任ある積極財政を軸とした政策転換を図ることについて国民に信を問うとして、衆議院解散総選挙に臨みました。責任ある積極財政を進めていくには、予算の予見可能性を確保するため政府の予算のつくり方を根本から改め、補正予算を前提とした予算編成と決別し、必要な予算は可能な限り当初予算で措置をするとともに、危機管理投資、成長投資については、予算上、多年度において別枠で管理する仕組みを導入することも検討しているそうです。

そこで、国における予算サイクルの見直しによる影響と対応について財政局長に伺います。

○**松井財政局長** 今回表明された見直しにつきましては、本市を含む全国の自治体の予算編成にも影響がある内容でございまして、今後の骨太方針など、国の動向を注視していく必要があると考えております。特に補正予算を前提とした予算編成からの脱却や複数年度予算等による投資促進策につきましては、地方財政計画などへの影響も想定されておりますので、まずは現行の地方財政法、あるいは制度の中で対応する方策を検討、模索していく必要があると認識しております。

○**鈴木太郎委員** 本市としても、国に歩調を合わせていくことが重要です。スライドを御覧ください。（資料を表示）本市の予算編成の状況ですけれども、例えば令和8年度予算編成については、こちらの資料の記載のとおり、令和6年度決算や令和7年度の予算執行と並行して、約5か月かけて予算案を取りまとめています。一番下の令和8年度予算というところですね。大体5か月ぐらいかけてやっているということです。編成に当たっては、本市の令和6年度決算を踏まえた事業評価、国の骨太の方針や政府予算案を踏まえて策定されていることから、国の動向は常に留意すべき事項であることがこの資料からも読み取れます。予算編成における作業日程の構造上、6月の国の骨太方針などを踏まえつつ、9月には予算編成方針が発出され、予算編成が進められていますが、令和6年度決算について9月下旬から10月中旬にかけて市会で議論された内容が、令和8年度予算案に十分に反映されているとは言えないのではないかと感じています。

そこで、次のスライドなのですが、これは政府が進める今回の見直しを踏まえて、本市においても2か年サイクルでの予算編成をイメージ化したものです。令和

9年度予算という枠をつくってみました。これまでどおりの手法で考えると、決算市会における議論や年末の政府予算案の閣議決定から翌年度予算案への反映のための時間が限られています。こうした中で国における予算サイクルの見直しに合わせ、翌々年度予算も見据えて2か年かけて議論を進めることで、決算市会での議論などを十分に予算案へ反映することができるのではないかと考えています。

そこで、政府が掲げる2か年サイクルでの予算編成を踏まえた、責任ある積極財政に対する本市としての受け止めについて副市長に伺います。

○伊地知副市長 今、委員の御提案をいただきまして、確かに今までよりも長い期間かけてしっかりと見ていくことは必要だと思っています。政府が掲げる2か年サイクルでの予算編成、あるいは複数年度予算の導入というものは、私の理解は、中長期的視野に立って成長分野への投資を掲げることで民間の、先ほど委員おっしゃったような予見可能性を高めて、民間投資を誘発する可能性を高めるとのことだと思っています。責任ある積極財政と言われているものは、さっき委員が触れられたような先手を打つ危機管理投資であるとか、あるいは将来の経済成長につながる分野への戦略的な財政出動というもので、経済成長を促して財政の持続可能性を確保するものだろうと理解をしています。

翻って横浜市においてどうかということですが、横浜市においては中期4か年計画で市民生活の安全安心と横浜の持続的な成長発展を掲げて、明日をひらく都市プロジェクトを始動させていくということもありますので、国の成長分野の重点投資をしっかりと受け止めて、そしてまた、土地利用の規制緩和などによりまして横浜の成長発展につなげていくことで、財政の健全化にもつなげていくことが大切だろうと思っています。地震防災戦略でありますとか、あるいは必要な公共投資のために市債の枠を現行の計画の実績よりも増加させているということも含めながら、国の危機管理投資にも対応して市民生活の安全安心につなげていく必要があると思っています。

現行のその国の予算編成というものは、割と今まではどちらかという秋以降に本格化するという傾向がありました。今回の総理の発言によって、国が方針を出して、ある程度概算要求の段階できちんとした方針が出た予算が組まれていけば、我々もそれにのっかって新しい事業をそこに入れていくことができるということのサイクルが、ある意味、言い方が悪いかもしれませんが、正常化するというか、そういうことが行われることで、この2年サイクルの予算編成もより生かされていくのではないかと思います。

○鈴木太郎委員 丁寧な答弁をありがとうございました。

続いて、責任ある積極財政の下での公共建築物の規模効率化について伺います。

責任ある積極財政においては、投資的視点というのが肝であり、これはやみくもに財政出動を増やすということではないと理解しています。本市においては、これまで横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例及び財政ビジョンに基づく財政マネジメントの方向性が示されており、特に公共建築物の総量管理をはじめとし

た資産経営アクションについては、責任ある積極財政の下でもこれまでの考え方を踏襲すべきと考えています。すなわち、公共建築物の総床面積を2040年まで増やさない、2065年までに10%削減する目標は変えるべきではないと考えています。

そこでまず、施設規模の効率化の目標達成に向け、施設類型ごとに具体的な方針を策定し再編整備を推進するとあるがどのような取組なのか、ファシリティマネジメント推進部担当部長に伺います。

○中澤ファシリティマネジメント推進部担当部長 新たな中期計画の素案及び令和8年度の財政局予算概要において記載されている内容についてですが、現在は、施設マネジメントの方向性を新たに加えた個別施設計画に基づきまして、公共施設の維持保全や長寿命化に取り組んでおります。今後は、将来の施設の果たす役割を見据えた上で市民の皆様の御意見も丁寧に伺いながら、具体的な再編整備の方針を策定し、着実に取組を進めてまいります。

○鈴木太郎委員 それぞれの施設類型ごとに資産経営アクションに基づいて2065年の10%削減に向けて取り組むとしていますが、最近の所管局の議論は本当にそうなのかと疑問を感じます。例えば図書館です。12月に発表された新図書館整備基本構想では、新たに2万平米の図書館をつくるということです。

そこで、新図書館の整備や地域館の再整備など、今後の図書館整備では床面積の増加が見込まれますが、図書館ビジョンに床面積縮減の記載がありません。規模、効率化に向けた施設類型ごとに具体的な方針を策定し再編整備を推進していく方向性との整合をどのように図っていくのか、ファシリティマネジメント推進室長に伺います。

○福島ファシリティマネジメント推進室長 施設類型ごとの具体的な方針を策定するに当たりましては、施設用途の親和性や立地するエリアの状況も踏まえ、柔軟に検討してまいります。図書館などの公共建築物の再編整備におきましては、まず施設の利用実態や地域のニーズを把握し、将来必要となる機能を見極めてまいります。これらを踏まえ、周辺の公共施設との複合化や関連機能の集約を図ることで総床面積の縮減につなげていきたいと考えております。

○鈴木太郎委員 あんまりよく分からない答弁でしたけれども。ごめんなさいね。図書館ビジョンでは新図書館が注目されますけれども、既存地域館の建て替えも想定されています。具体的には、鶴見図書館は豊岡小学校の建て替えに合わせた複合化、それからもう1館建て替えの方針が出ているのが港北図書館ということです。今、室長の答弁にありましたけれども、このスライドを御覧ください。（資料を表示）港北図書館の周辺の公共施設をプロットしてみました。こちらの地図はJRの菊名駅から半径1キロ圏内のところにある横浜市の公共施設ということです。

先日私、ここを歩いてきました。菊名駅からスタートして、全部行くと大変だから北側に行ったのですけれども、菊名駅を出発して港北図書館、菊名地区センター、これは合築、複合化された施設です。それから、水道局の施設を通して港北区役所、公会堂。ちなみに、ここまで来たら、このちょうど北側の端っこというのは大倉山です。大倉山まで行って、行ったことなかったのが大倉山記念館というところ行った

ら、坂がすごくて大変でした。大変でしたが、その後戻ってきて、市営大豆戸町住宅とケアプラザ、国際交流ラウンジと通って、菊名駅に戻ってくると3時間ぐらいかかりました。

図書館の再整備に当たっては、周辺公共施設を含めたエリア全体の総床面積縮減を図ると先ほど室長がおっしゃっていました。例えば検討が進んでいる港北図書館においてはどのような視点を持って縮減を進めるのか、ファシリティマネジメント推進室長に伺います。

○**福島ファシリティマネジメント推進室長** 港北図書館の周辺には、委員御指摘のとおり、隣接する地区センターですとかコミュニティハウスですとか、老人福祉センターなどが立地してございまして、機能の重なりや利用者ニーズを整理した上で、諸室の共用化や多目的化を図り、利便性と効率性を高めてまいります。また、周辺のまちづくりや近隣の民間施設の立地等も踏まえまして、エリアにおける公共施設の役割を見極めながら、施設の再編整備を進めてまいります。

○**鈴木太郎委員** そうなのです。そのとおりだと思っていて、図書館の再整備だけを考えるのではなくて、全体の公共施設の最適化をどう考えるかということが一つ、それともう一つはやはりエリア全体です。民間も含めたエリア全体としての価値を公共施設の再編によってどう高めていくかという視点、これをやはりファシリティマネジメントの中ではしっかり持っていたいただきたいと思います。図書館に限らず、社会的要請への対応等で公共施設の床面積は増加基調が想定されます。2040年度には現状より増やさない、2065年度には少なくとも1割削減という目標に向け、どのように取り組んでいくのか、ファシリティマネジメント推進室長に伺います。

○**福島ファシリティマネジメント推進室長** まず、学校施設ですが、少子化を踏まえた規模の見直しを進めることで、2065年度までに市全体としては約12%の縮減を見込んでございます。また、市営住宅につきましては建て替え時に入居世帯の変化に応じた住戸プランとすることで、規模の縮減を図ってまいります。市民利用施設につきましては、人口動態やライフスタイルの変化に対応し、機能のアップデートを図るとともに効率的な複合化を進め、まちの魅力向上と併せて適正化を進めてまいります。

○**鈴木太郎委員** 本当にそれで目標達成できるのかと思うのです。正直言うと、私は今のままでは難しいのではないかと考えています。そこで、こんなことを考えてみてはどうですかということですがけれども、財政ビジョンで言っている公共建築物というものは自己所有が前提なのです。自己所有公共施設ということなのです。であるならば、市有地、市の土地を定期借地、その上に建つ建物は資金調達を含めて民間によって建築、その建物の中の公共部分を市が賃借するというスキーム、これを提案したいと思うのです。

これは例えば大阪府大東市では、市営住宅の建て替えでこういうスキームをつくっています。老朽化した市営住宅の建て替えでこれをやっていて、市有地に民間が集合住宅を建築しています。市が市営住宅として、それを借り上げています。ただし、この借り上げ期間は20年間ということにしていて、20年たった後にはその民間事業者

返却するのです。その後は民間賃貸住宅として経営してもらおうということになります。これは将来的に民間事業に移行することから、そもそも計画時点で適切な規模にダウンサイジングされています。さらに、ソフト、ハードともに魅力を維持するメンテナンスが民間事業者を中心に実施されているのです。

そこで、本市の縮減目標を着実に達成するためには、施設の非保有化など柔軟で幅広い公民連携の取組を進めていくべきと考えますが、ファシリティマネジメント推進室長の見解を伺います。

○福島ファシリティマネジメント推進室長 今後の公共施設の再編整備に当たりましては、民間事業者の創意工夫が発揮されるPPPの視点も取り入れながら、複数の手法の比較検討を徹底し、最適な手法を選択してまいります。その検討に当たっては、委員御指摘の施設の非保有化も有力な選択肢と位置づけまして、柔軟な発想により様々な可能性を追求しながら、目標達成に向けた取組を着実に進めてまいります。

○鈴木太郎委員 今PPPという話がありましたけれども、公民連携でファシリティマネジメントを進める手法としてPFIがあります。本市では市営住宅の建て替えにPFIを導入していますが、やはり民間の事情を理解した制度設計は大切だと思うのです。

スライドを御覧ください。今の物価上昇を加味した運用は、工夫をもっとしていかないといけないと思います。従前、いわゆるインフレスライドというものなのですが、PFIは何しろ契約まで長いではないですか。最初の一番のところで大体幾らぐらいかなと導入可能性調査のときに見るのだけでも、実際契約するときにはもう上がってしまっているわけです。ところが、インフレスライドというのは、ずっと前の導入可能性調査のときの金額をベースにして、契約した後にそこから物価上昇に合わせて上がっていきますよということになる。だから、上のグラフの2のところの下、事業者が抱えるリスクというのは負わされているわけです。こういう仕組みになっている。

そうではなくて、あるべき姿は、物価上昇を契約のときにしっかり反映する形にしないと、その後幾らインフレスライドをしても追いつかないわけです。こういうことをやはりしっかり考えた上で制度設計していかないといけないと思います。

そこで、PFI事業において物価変動にどのように対応しているのか、ファシリティマネジメント推進室長に伺います。

○福島ファシリティマネジメント推進室長 本市におきましては、PFI事業における物価変動への的確な対応といたしまして、委員御指摘のあるべき姿を実現するために、昨年度全国に先駆けてPFIガイドラインを改正させていただきました。具体的には、入札公告日時点での物価上昇を見込んだ予定価格を設定するとともに、契約締結日としていた物価スライドの基準時点を入札公告日へ前倒ししています。今後も、国の動向を注視しつつ、民間事業者との対話を着実に重ねながら適切に実施してまいります。

○鈴木太郎委員 やっているとおっしゃるのだけれども、特にPFIなどの場合は入札

公告日から実際に事業者が応募提案をするまでの期間が長いわけです。そうすると、その間にももう物価上昇してしまっているわけです。そうしたら、その物価上昇分は市が見るのか見ないのか、民間事業者は分からないわけです。結局、実勢より低い価格で応札しないと、提案しないと採択されないのではないかと考えるわけです。だから、民間との価格についてのコミュニケーションはもっと深めていただく必要があると思っています。

それから、インフレスライドなのですけれども、物価の上昇に合わせて並行して上がると言っているのだけれども、何だか知らないけれども市は1.5%は取ってしまっているのです。物価上昇が例えば1.8%をしたとすると、1.5%はなぜか市がオミットしてしまう。だから0.3%しか上がったことにならないという仕組みになっているのです。これもやはり何だかよく分からないので、改めていくべきと考えています。民間との連携をしっかりとやっていくということであれば、そういう一つ一つに目を向けていただきたいと思います。

それでは、最後になりますけれども、財政ビジョンに掲げた公共建築物の規模効率化目標の達成に向けた意気込みを伊地知副市長に伺います。

○伊地知副市長 人口構造の変化、あるいは財政状況の厳しさを踏まえすと、公共建築物の規模の効率化は今後の市政運営の中でも重要な取組の一つであると認識しています。地域特性とか将来ニーズをはじめ、まちづくり等の動向も踏まえながら、施設の役割をしっかりと見極めていかなければいけないと思います。その上で、公民連携の視点も取り入れながら、委員が指摘された非保有も含めて最適な手法を選択して、再編整備の取組を一步ずつ着実に進めて、財政ビジョンに掲げた目標の達成に向けて取り組んでまいります。

○鈴木太郎委員 終わります。（拍手）

---

○川口広委員長 次に、斉藤達也委員の質問を許します。（拍手）

○斉藤達也委員 自由民主党の斉藤達也でございます。鈴木議員に続いて質問いたします。

まず初めに、国の予算案と本市予算案の関係について伺います。先ほど我が党の鈴木委員からも国の予算案に関連した質疑がありましたが、私からは少し角度を変えた質疑を行わせていただきます。

令和8年度の政府予算案につきましては、昨年12月に閣議決定され、教育無償化に伴う小学校給食費の負担軽減のほか、医療介護報酬単価の改定などを含めた社会保障経費や防災対策の強化などが盛り込まれたところであり、本市の令和8年度予算案もこの政府予算案を前提に編成されたものと認識しております。

そこでまず、国予算案を踏まえた本市予算案への計上状況について財政局長に伺います。

○松井財政局長 一般会計予算案の2兆993億円に対しまして、国税等を原資にした地方交付税や県税交付金のほか、歳出事業の財源となる国庫支出金や県支出金などで約

37%となる約8000億円の歳入予算を計上しております。これらの予算につきましては、保育、医療、介護等の社会保障経費や道路、公園整備などのまちづくりに資する事業などに活用しているほか、特別会計、企業会計におきましても各種施策推進に必要な歳入歳出予算を計上しております。

○齊藤達也委員 約37%で8000億円ということで、大変多くの割合を占めているということが分かりました。国の予算案につきましては、今まさに国会での審議が連日行われている状況であり、政府として年度内成立に向けて努力されていることを承知しております。様々な想定をして、対応を準備していくことが大切だと思います。

そこで、国予算案と本市予算案の関係とその対応について、これは伊地知副市長に伺います。

○伊地知副市長 本市予算案につきましては、全国的な制度として必要となる施策事業を計上するほか、国費等の財源を最大限計上するなど、国予算との連動を常に意識しています。今年度の予算案につきましては、高校授業料の無償化でありますとかあるいは小学校給食費の負担軽減など、4月開始の新制度もありますので、現在の国会審議を注視しつつ、各省庁からの情報収集や予算執行に係る調整を庁内に周知するなど、国予算案の成立時期を見据えた対応に努めているところでございます。過年度における暫定予算の対応なども踏まえながら、市民生活や事業活動などに影響が生じないように必要な対策を講じてまいります。

○齊藤達也委員 既に国会での審議状況を踏まえた検討がなされているということでございますので、今後の展開を見守るような形となり、審議が進むことを願っております。国民生活の安全安心、そして市民生活の充実につなげるためには、基礎自治体である本市予算の執行が何より重要であり、市民生活を支える根幹であります。ぜひ、これまでの経験を生かしながら、市民生活に影響がないよう対応していただくことを要望して、次の質問に移ります。

次に、財源創出の取組について伺います。

私は、令和3年度決算の財政局関係局別審査で稼ぐ財政について質問いたしました。横浜市のみならず全国の自治体が人口減少などの課題に直面し、持続的な市政運営が危ぶまれる中では稼ぐという視点が必要であると、かねてから主張してまいりました。財政局をはじめ各局は、こうした主張を受け、歳入歳出の両面から財源創出に取り組んできていることと思います。また、税金を納めていただいている市民の皆様にも、市が財源創出にしっかりと取り組み、努力していることを知っていただくことは納得感につながるもので、大変重要なことだと思います。財政局の令和8年度予算概要には財政局における主な財源創出の取組が掲載されており、合計で31件、約19億3736万円の財源創出額が確保されております。

そこでまず、令和8年度予算案においてどのように財源創出を行ったのか、総務部長に伺います。

○鈴木総務部長 財政ビジョンを推進する局として中長期的に効果を見込める取組を生み出せるよう、事業の必要性や費用対効果を踏まえた歳出削減はもとより、各局統括

本部の事業推進に資する歳入確保に力を入れました。歳出面では、税務システムの再構築によりデジタル技術を活用し事務経費等を削減するとともに、歳入面では、税収の確保やGREEN×EXPO 2027に対する宝くじ支援に加え、減債基金の運用額を増やすことで新たな歳入も確保いたしました。

○**齊藤達也委員** 事務経費の多い財政局において、GREEN×EXPO 2027の開催準備に関わる宝くじ支援など歳入の確保に特に力を入れ、多額の財源創出を行っていることは一定の評価をしておりますし、これだけ財源創出の努力をしているということについて市民の皆様にもしっかりとアピールしていくべきだと思います。また、これから先、少子高齢化の進展に伴い財政状況がますます厳しくなっていく中でも、継続的に財源創出に取り組んでほしいと考えます。

そこで、今後の財源創出の取組の方向性について、これは財政局長に伺います。

○**松井財政局長** 持続可能な市政を実現するためには、新たな歳入の確保や、より効果の高い事業への転換を図るなど、創造、転換の観点から財源創出の取組を全庁的に一層推進していく必要があると考えております。前例にとらわれない歳出改革の取組とともに、新たな中期計画で掲げました指標の達成に向けまして各局統括本部の事業推進に寄与できるよう、新税務システムを活用した市税収入のさらなる確保や市有地の公募売却による売払収入など、引き続き財政の基盤となる歳入の確保にはしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○**齊藤達也委員** 歳出改革によって将来的に歳出を減らすことだけではなくて、稼ぐという意気込みを持って税収のさらなる確保や、保有土地の有効活用など、歳入面の取組も積極的に進めていただきたいと思います。新たな中期計画に掲げられた施策を進めるための財源を生み出すためにも、財政基盤をしっかりと固めなければなりません。稼ぐ横浜を目指し、あらゆる知恵を絞りながら様々な財源の創出を全庁的にチャレンジすることを期待して、次の質問に移ります。

続いて、工事の入札契約制度について伺います。

公共施設の老朽化は全国的な課題であり、小中学校の建て替えや老朽化した上下水道管の更新など、重要な公共工事が令和8年度予算案においても様々計画されています。しかしながら、建設業界全体における担い手不足などを背景として入札不調が発生しており、事業を確実に進めるためにもしっかりと対策を行う必要があります。昨年の予算局別審査では、我が党の伊波委員から不調対策として配置技術者や現場代理人に関する質疑を行いました。本日は自由民主党政務調査会の令和8年度予算要望でもあるさらなる不調対策について質問させていただきます。

昨年の時点では不調発生率は約10%であり、増加傾向でした。そこでまず確認ですが、令和7年度の工事入札不調の発生率と発生理由について契約部長に伺います。

○**大塚契約部長** 本市工事における令和7年度の入札不調の発生率は、令和8年1月末時点で約12%となっております。発生理由につきましては、半分程度が、入札参加者がいなかったことによる不調となっております。また、最低制限価格を下回ったことによる不調、予定価格を超過したことによる不調が多くなっております。

○齊藤達也委員 不調発生率は前年に比べてさらに高い数字となっており、約半数では応札者がいないということで、技術者などの不足が深刻であることが分かります。公共工事を円滑に実施していくために、踏み込んだ見直しを検討すべきです。今年度の途中には、配置技術者の交代に関して働き方改革に対応した見直しを行ったと聞いておりますが、そこで改めて、技術者交代要件の見直しの内容について契約部長に伺います。

○大塚契約部長 技術者の途中交代は、工事管理の観点からやむを得ない場合に限られており、育児、介護休業を理由とした交代も可能ですが、復職後の再配置ができませんでした。一時的に交代する場合は、当初から施工に関わっていた技術者を再配置したほうが施工体制上メリットのあるケースもあり、建設業における働き方改革の観点から、出産、育児、介護による途中交代に限り、以前従事していた工事への再配置が可能となるよう交代要件を見直しました。

○齊藤達也委員 いろいろ知恵を出していただいたと思っております。配置技術者の柔軟な交代は事業者団体からの要望も踏まえた見直しであり、入札参加意欲の向上も期待できるのではないかと思います。一方で、工事を取り仕切る現場代理人についても、人手不足により確保が困難な状況です。小規模な工事であれば現場代理人が、施工時期が重ならないように、複数の工事を取り仕切ることができますけれども、本市のルールにより兼任を制限されているという意見をいただいております。

そこで、現場代理人の常駐義務について見直すべきと考えますが、局長の見解を伺います。

○松井財政局長 現場代理人は、原則工事現場に常駐し現場を取り仕切る立場にございますが、一定金額以下の案件であれば、工事監督課が同一の場合に限り兼任を認めておりました。庁内で検討させていただいた結果、工事監督課同一の要件を廃止しても施工上の問題はないと判断し、令和8年度から常駐義務を緩和し、工事監督課が区や局をまたいでも兼務できるように見直しを行ってまいります。

○齊藤達也委員 柔軟で前向きな対応をいただいたということで答弁いただきまして、ありがとうございます。1つの区や局に限った対応でなく本市横断的な緩和措置が取られることにより、より事業者が入札に参加しやすくなるとともに、事業者の効率的な経営につながることを期待できます。

さて、技術者や現場代理人の見直しは、入札参加者の増加を期待しての取組になりますが、入札不調の中でも予定価格を超過した案件への対策も必要だと考えております。労務費や材料費の上昇を踏まえた予定価格の設定は当然ですが、特に建築、設備系の工種で本市の積算と事業者の積算が異なり入札不調になるケースも多いと聞いております。令和4年度からは、予定価格を超過して落札者が決まらない場合に2回目の入札を行う再度入札を限定的に施行しており、一定の効果が出ていると聞いております。

そこで、再度入札の対象を拡大すべきと考えますが、局長の見解を伺います。

○松井財政局長 再度入札につきましては、2億円以上の工事を対象に導入し、令和8

年1月末時点で33件の再度入札を実施し、うち21件が契約に至るといった効果が見られております。令和8年度からは、不調の多い建築設備系工事におきまして対象を拡大し、予定価格が事後公表となる1億円以上の建築工事、5000万円以上の設備系工事を再度入札の対象としてまいりたいと考えております。入札不調を抑制し、公共工事の円滑な執行を図ってまいりたいと考えております。

○**齊藤達也委員** こちらについても前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。時代に即した入札契約制度の不断の見直しにより不調対策を進め、事業を着実に進めていただきたいと思います。

続いて、入札契約制度における協力雇用主への優遇策の導入について伺いたと思います。本市の工事では、事業者の意欲、意識の向上や品質確保などを目的としたインセンティブ発注を行っております。

そこでまず確認ですが、工事の入札におけるインセンティブ発注の種類について契約部長に伺います。

○**大塚契約部長** 本市工事の入札におけるインセンティブ発注は、本市工事を優秀な成績で施工した優良工事表彰事業者、台風等の緊急対応に協力した災害協力事業者などの工事の品質の向上や災害対応への貢献を評価したものに加え、社会的活動に取り組んでいる企業として認定された横浜型地域貢献企業など、合わせて5種類を対象に実施しております。

○**齊藤達也委員** 災害協力事業者や優良工事表彰事業者など工事の施工に関する制度に加え、地域貢献を対象とした優遇措置も存在することが改めて確認できました。横浜型地域貢献企業の登録はインセンティブ発注により大幅に増えたと聞いており、本市の各種政策の推進には有効な手段であると言えます。

横浜市の施策である再犯防止推進計画では、刑務所出所者などを雇用し社会復帰を支援する協力雇用主の確保に向けた取組を進めておりますが、登録している事業者がまだ少なく、就職希望者とのマッチングが十分に行えない状況であります。私自身も保護司として活動していく中で、刑務所出所者が社会の一員として円滑に復帰し、再犯防止につながるためには安定した就労機会の確保が不可欠だと強く感じております。

実際に担当した当時の方も、出所されてから私が保護観察の担当をしたのですけれども、そして就職をしっかりとて、それで毎朝ちゃんと会社に行って、上司の方の言うことを聞いて、一生懸命仕事をする、そういう安定した仕事ぶりが生活も安定していくということで再犯防止につながっているということもしっかりと確認しております。

そこで、協力雇用主を対象としたインセンティブ発注を導入すべきと考えますが、局長の見解を伺います。

○**松井財政局長** 協力雇用主の確保は、本市の再犯防止推進計画を進める上でも非常に重要な取組であり、計画におきましても入札契約制度における取組の検討も記載されております。本市の各種施策に関連づけて入札における優遇措置を実施することは、

競争性や公平性に留意が必要ですが、施策の推進に効果的であると考えております。そのため令和8年度から、協力雇用主として横浜保護観察所に登録されている事業者を新たにインセンティブ発注の対象に加えたいと考えております。

○齊藤達也委員 前向きな答弁をいただいたことで、評価をさせていただきます。

神奈川県内で保護司を務めている議員のグループがございまして、かながわ議員保護司懇話会というものがございます。こちらでも、今言ったような協力雇用主の方のもっともっとメリットというかプラスを議論して、意見交換を行ってまいりました。私たち横浜市議員でも、例えば我が党の松本研議員とか、あるいは既に引退されました公明党の源波議員も、この入札契約制度における協力雇用主の優遇を強く要望されてきた経緯もございます。今回の取組により協力雇用主に光を当てることで登録がさらに促進され、再犯防止推進計画の一層の前進につながることを期待して、次の質問に移ります。

最後に、新税務システムの稼働と税務行政のDXについて伺います。

近年、デジタル技術の進展は著しく、行政運営の在り方そのものに大きな変革をもたらしています。本市においても、こうした流れを確実に捉え、業務効率化や市民サービスの向上を図ることが持続可能な行政運営の実現に不可欠であります。財政局におきましては、国が定める標準仕様に準拠し新税務システムが令和8年1月より稼働を開始し、本市のデジタル基盤整備における大きな一歩であると認識しております。この税務システムの更新は実に30年ぶりだと伺っております。

こちらでスライドを御覧ください。こちらです。(資料を表示)この左側が旧来型のシステムということで、いかにも昭和な感じのシステムというところですが、右側の新税務システムに変更されたということで、職員の方からも非常に使いやすいという評判が出ていると伺っております。従来の税務システムは、税制改正のたびに改修、改修を重ねながら、約30年という長い間、本市の税務行政を支えてきたと聞いております。この長い役割を終え、新たなシステムへと引き継がれることとなります。そのため、この機会に新システムの導入によって何が可能になり、今後どのように運用していくのかを明確に整理していくことが必要ではないかと考えます。

そこでまず、新税務システムの稼働状況について主税部長に伺います。

○永森主税部長 本市では、国の標準仕様に準拠した新税務システムを令和8年1月5日から運用しております。現在、新税務システムを活用しまして、令和8年度定期課税に向けた事務や市税の収納に係る事務などを順調に進めることができいております。また、証明発行などの窓口での市民対応も支障なく実施しております。

○齊藤達也委員 順調に稼働されているということですが、市民の大切な税務情報を扱うシステムである以上、システムの安全性を確保して安定した運用を継続していくことが極めて重要です。引き続き、新税務システムの安定運用に努めていただきたいと思います。

従来の税務システムでは、紙を前提とした業務手順に合わせて設計されていたため、手作業が多いなど業務効率化に対応し切れないといった課題があったと伺ってお

ります。こうした課題を解消するためには、単なるシステム更新にとどまらず、DXの視点から業務全体を見直すことで、より大きな効果が期待できると考えます。

そこで、新税務システムの導入におけるDXの効果について主税部長に伺います。

○永森主税部長 新税務システムでは、税務署や法務局とのデータ連携を拡充することでこれまで職員が手入力で行っていた作業が軽減されるなど、事務の効率化が進みました。さらに、データを多様な条件で突合、分析できるようになったことで、税務調査の精度が向上し、適正課税の一層の推進や安定的な税収確保につながるものと考えております。

○斉藤達也委員 DXを踏まえて、事務効率化と適正課税により安定的な税収確保を進めていただきたいと思います。その上で、今後運用を続ける中では、制度改正や社会のニーズの変化などにより、さらなる改善や対応の必要性が顕在化してくることが考えられます。

そこで、今後想定される課題への対応について、これは局長に伺います。

○松井財政局長 今後、国や本市関係部局等とのデータ連携の一層の拡充が想定されており、情報セキュリティに配慮した対応も必要になってくると考えております。また、毎年の税制改正に伴う業務フローの見直しや職員のさらなる業務のスキルの習熟等も課題となると考えております。本システムの導入は、到達点ではなく、あくまで出発点であると考えておまして、今後運用を続けていく中で生じる課題につきましても柔軟に対応しながら、安定したシステム運営を進めてまいります。

○斉藤達也委員 運用を進める中で発生した課題に対しても適切に対応しながら、システムの活用を進めていただきたいと思います。こうした効果や課題を踏まえ、新税務システムを重要なインフラとして活用しながら、この先の本市の税務行政をどのように進めるのが重要でございます。

そこで最後に、DXの観点を踏まえた税務行政の進め方を副市長に伺います。

○伊地知副市長 必要な施策を実現するためには、本市における歳入の根幹となる市税収入を着実に確保することが求められております。そのため、新税務システムを基盤にDXの視点を持って業務効率化をさらに進め、公平で適正な賦課徴収事務の推進による質の高い税務行政を実現し、税収の確保につなげてまいります。

○斉藤達也委員 長期的に人口減少によって税収減少が見込まれる中、いろいろな施策を実現させるためには税収の確保は欠かせません。私もあらゆる知恵を出して税収を増やしていくことが必要だと考えております。DXにより稼ぐ横浜を目指して税収増に取り組んでいただくことを期待して、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

---

○川口広委員長 次に、木内秀一委員の質問を許します。（拍手）

○木内秀一委員 公明党の木内秀一です。よろしくお願ひいたします。

初めに、創造、転換による財源創出について伺います。

昨年、国においても、当時、我が党がジャパンファンドという構想を打ち出し、新

たな財源創出の取組を提案しています。国と地方自治体では資金や制度の違いなどがあり、必ずしも同じように行かないことは承知しておりますが、これまでの枠組みを超え、新たな財源を見つけていこうという取組はとても大切なことと考えます。本市では、令和6年度から減債基金の一部を活用して債券運用を行い、運用益を得ています。

そこでまず、債券運用を行うようになったきっかけについて財政部長に伺います。

○伊勢田財政部長 減債基金につきましては、従来、日々の支払いに要する現金の不足を発生させないことを最優先に、内部での運用を行ってまいりました。近年、安定的な基金残高が確保できたことや、コロナ禍に対応するための突発的な資金不足がなくなったこと、また、国債の金利上昇など、債券運用の環境が整ったことから財源確保の取組として債券による運用を開始いたしました。

○木内秀一委員 繰り返しになりますが、減債基金の残高の安定的な確保やコロナによる資金不足からの回復など環境が整ったことを受けて、これまで行っていなかった新たな取組として減債基金の残高を活用した債券運用を行うようになったということが分かりました。さて、令和8年度の予算では、この財源創出に3億円を計上されていますが、債券による運用益は、令和6年度は1400万円程度、令和7年度も4700万円程度の見込みと聞いています。令和8年度はその令和7年度の6倍以上の財源を創出するというところで、これまでとは違った工夫がされるものと想像できます。

そこで、令和8年度の減債基金の運用による財源創出についても局長に伺います。

○松井財政局長 令和6年度から年間50億円ずつ、償還までの期間が5年の地方債で運用を開始しております。令和8年度に累計150億円、令和10年度には累計で250億円までその運用額を拡大する予定でございます。5年償還のため、それ以降は250億円規模の運用が続いてまいります。令和8年度につきましては、これに加えまして、安全性を担保しつつ新たに償還期間の短い国債などを300億円程度購入する運用等を行いまして、合わせて3億円の財源創出を目指してまいります。

○木内秀一委員 近年の急激な金利上昇も運用益を押し上げる効果になると思いますが、それだけでなく、金融環境を見ながら工夫して財源を創出していく姿勢は大切なことと思います。今後、少子高齢化や人口減少など税収が少なくなっていくことも見込まれる中、これまで以上に財源創出は重要になってきます。

そこで、基金の運用を積極的に行っていくべきと考えますが、副市長の御見解を伺います。

○伊地知副市長 委員御指摘いただいたように、財政を取り巻く状況は今後も一層厳しくなっておりますので、地方自治体も新たな財源確保の取組を行っていくことは重要です。減債基金の運用では、金利上昇など金融市場の大きな変化の中で財源を創出することができました。今後、その他の基金も含め運用規模の拡大を検討するなど、さらなる財源創出につなげてまいります。

○木内秀一委員 減債基金で債券運用を行い、市の外部から税金以外の収入を得られるようになったことは大きな一歩と考えます。さらに、この運用益を拡大していくこと

が今後の本市の財政にとっても重要であると思いますので、引き続き、より大きな運用益を得られるよう努力していただくことを要望しまして、次の質問に移ります。

次に、税証明取得の利便性向上について伺います。

私がかつて勤めていた民間企業は、カスタマーサティスファクション、すなわちCSの向上を経営の最優先事項とした会社でしたので、当時の感覚を思い起こしながら質問をさせていただきます。令和8年度の財政局予算概要には、税証明をコンビニエンスストアで取得できるサービスの導入、いわゆるコンビニ交付ができるようシステム改修に着手すると記載されております。税証明の取得方法については、現在は区役所や行政サービスコーナーなどの窓口での取得のほか、オンライン申請、郵送請求による取得もできますが、税証明のコンビニ交付導入は、市民の皆様からの要望もあると聞いていますので、ぜひ早期に導入してほしいと思います。

そこでまず確認ですが、税証明のコンビニ交付を導入することによるメリットについて改めて主税部長に伺います。

○永森主税部長 コンビニ交付の導入により、市民の皆様にとっては、土日祝日も含め午前6時30分から午後11時まで証明書を取得できること、区役所に行かずに全国どこでも最寄りのコンビニエンスストアで証明書を取得できることなどのメリットがございます。

○木内秀一委員 さて、このコンビニ導入については、実は令和6年度にも一度予算化しましたが、委託を予定していたシステムベンダーが起こしたコンビニ交付による誤交付にこのシステムベンダーが注力せざるを得なくなったという理由で導入を見送った経緯があると聞いております。仮に令和6年度にシステム改修に着手することができていれば、既に税証明のコンビニ交付は実現していたであろうことを思うと、よりスピード感を持って進めてもらいたいところです。

そこで、税証明のコンビニ交付の開始時期はいつ頃を予定しているのか、主税部長に伺います。

○永森主税部長 現在、全国の自治体でシステム標準化の取組が進められていることなどに起因いたしまして、システムベンダーにおいて深刻な人手不足が発生していると聞いております。したがって、開始時期については現時点では未定となっております。

○木内秀一委員 具体的なスケジュールは未定とのことですが、コンビニ交付の導入は市民の皆様の利便性向上と本市業務の効率化にも寄与することは明らかです。引き続き、システムベンダーとしっかり調整を行い、できる限り早期に導入できるよう取り組んでいかなければならないと思います。

そこで、税証明のコンビニ交付をできる限り早期に実現するべきと考えますが、財政局長の御見解を伺います。

○松井財政局長 委員おっしゃるとおり、税証明のコンビニ交付につきましては市民の皆様からのニーズが非常に高いということに加えまして、本市にとりましても証明の発行事務の省力化が図られるといった取組だと考えております。本市としても、でき

るだけ早期に開始ができるよう丁寧に調整を進めまして、導入に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

- 木内秀一委員 税証明のコンビニ交付については市民の皆様の満足度向上にも資するものですので、できるだけ早い時期の実施に向けて取り組んでいただくよう要望して、次の質問に移ります。

次に、子供に対する財政広報についてお聞きします。

昨年10月の決算特別委員会の局別審査においても、財政情報の見える化に関連して質問をさせていただきましたが、今回はその取組の一つである子供たちへの財政広報について伺っていきます。私は、子供たちに対して財政状況を伝えていくことは、未来の横浜横浜を見据えると、とても重要な取組であると思っています。

ここでスライドを御覧ください。（資料を表示）こちららが、本市では子供向けにこのような税金の使い道や財政状況を解説する財政広報コンテンツ、あなたと創る横浜の財政というものを作成するなど、子供たちに対しても情報発信を行っていますが、財政は正直私を含めた大人でも理解するのが難しいと感じるところがあります。ちなみに子供たちは、小学校の六年生になって初めて社会科の授業で地方自治や税の役割や流れを、そしてその使い道などを学習していますが、そこでまず、小学生に興味関心を持ってもらうために財政広報コンテンツで工夫している点について財政部長に伺います。

- 伊勢田財政部長 子供たちに親しみやすさを持ってもらえるように、委員スライドでお示しいただいたとおり、横浜F・マリノスのマスコットキャラクター、マリノスケを登場させまして、財政のお話を対話形式で説明することで子供でも読み進めやすい構成としております。また、内容としまして、身近な税金の使い道を学校や道路、公園など子供たちの暮らしと関連づけて解説し、また、小学校で使用する教科書の内容を横浜市の事例に置き換えて掲載するなど、子供たちが自分事として捉えやすいように、また、先生方が授業でも活用しやすいよう工夫を行ってまいりました。

- 木内秀一委員 あなたと創る横浜の財政は大人が読んでも分かりやすく、ちょっと長めなので私、最後まで完全には読み切れていないのですけれども、理解しやすい内容になっているのかと思います。子供たちにとっても良質なコンテンツであると感じています。

次のスライドで、先月、子供への財政広報をさらに推進するため、横浜市立馬場小学校の六年生を対象に、税について学ぶ租税教室と市の財政を学ぶ授業を組み合わせた体験型授業を税務署と本市財政課が連携して初めて実施したと聞きました。こちらは、子供たちが税が社会で役に立っているかを実感し、また、税金の使い道として力を入れてほしいと考える分野を9つの中から選び、グループで意見交換し合ったと聞いております。ちなみに私は小学校の頃電車が大好きでしたので、恐らく右下のバス・地下鉄を選んでいたと思いますが。

そこでまず、初めて小学校で授業を実施した際の子供たちの反応と感想を財政部長に伺います。

○伊勢田財政部長 今回の充実させたい使い道とその理由を話し合うグループワークでは、子育て・教育や福祉・医療など生活に身近なものが多く挙げられたほか、よりよい地域づくりの視点からまちづくりや地域活動などを重視する意見もございました。子供たちからは、税金の大切さに加えて、身近な使い道を知り、生活とのつながりについて新たな気づきがあったという感想が多く寄せられたところでございます。

○木内秀一委員 子供たちの大反響もよかったようで、とてもよい授業だったとのことです。これをきっかけに多くの子供たちに財政を知ってもらい、さらには、自分たちが住む横浜のまちへの関心を高めてもらうことで、社会に主体的に関わりまちづくり参加する意識も育まれていけばと思います。

そこで、子供向け広報により一層取り組んでいただきたいと考えますが、今後の子供向け広報の取組について財政局長に伺います。

○松井財政局長 子供たちに本市の財政状況を知ってもらうことは、本市の将来を考えるきっかけとなるとともに、地域やまちづくりへの関心を高める大切な取組であると考えております。今後も、各区局の子供向けの取組やイベント等での周知をしてまいりたいと考えていますとともに、今回税務署と実施した租税教室、今回はちょっと時間の関係もございましてマリノスケ君も参加できなかったのですが、次回以降はこのマリノスケ君なんかも参加してもらうように調整もしてまいりたいと考えております。体験的な学びの機会を広げてまいりたい、多くの子供たちが本市の財政に触れられるように引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○木内秀一委員 ありがとうございます。ぜひ今後も体験的な学びの機会をさらに広げ、横浜の将来を考えるきっかけづくりにつながっていくことを期待しまして、次の質問に移ります。

次は、工事における変更契約の電子化について伺います。

工事では、予期せぬ現場状況などにより変更契約を行うことがあります。また、近年は、物価や人件費の高騰が続く中で、特例措置やインフレスライドによる変更契約も行われていますが、事業者にとっては提出書類が煩雑であり負担も大きいことから、効率化を進める必要はあります。本市では、入札契約手続のシステム化の一環としてまず電子契約の導入を進めてきているところですが、そこで改めて、電子契約の導入目的と期待する効果について契約部長に伺います。

○大塚契約部長 電子契約の導入は、事業者と本市双方の業務負担軽減や利便性の向上を目的としています。電子化により、契約書作成に必要な印刷製本が不要となるほか、提出にかかる移動、輸送コストの削減や、印紙税の対象外となるといった効果もでございます。また、システムにおいて、契約書に必要な情報が反映されたファイルが自動生成されるため、事業者ともいち双方にとって事務の効率化につながるものと考えております。

○木内秀一委員 本市の工事においては、当初契約については令和6年4月からを対象に電子契約を導入しており、間もなく2年がたちますが、利用者からの評判もよいと聞いております。そこで、工事における電子契約の利用状況について契約部長に伺い

ます。

○大塚契約部長 工事契約では、令和6年度から当初契約において事業者が電子契約または紙契約から選べる選択制として導入し、令和6年度の利用率は61%でした。導入による問題なども特に見られなかったことから、令和7年度からは原則電子契約としており、利用率は令和8年2月末現在で97%でございます。

○木内秀一委員 事業者が電子契約に慣れてきているようであり、対象範囲拡大への期待も大きいところですが、変更契約については、当初契約とは異なり、大部分を各工事発注部署で行うため、契約書の電子化だけではなく、契約に至るまでの協議などほかにも課題はあると思いますので、着手できるところから効率化を進めていくべきと考えます。

そこで、早急にまず変更契約に電子契約を導入すべきと考えますが、局長の見解を伺います。

○松井財政局長 実際に事業者の方からは、電子契約は大変便利なので変更契約にも導入してほしいといったお声はいただいております。変更契約は、当初契約とは異なりまして、委員言っていただいたように、その内容や様式類が多様となっております。また、契約担当部署である財政局だけでなく、委員おっしゃっていただいたような工事発注部署におきましても手続を行うといったこと、そういった整理が必要だということもございまして、段階的な導入も検討しながら早期に電子化を進めてまいりたいと考えております。

○木内秀一委員 電子契約は、事業者、本市双方の利便性の向上や業務効率化の一助となる取組だと思いますので、変更契約への早急な導入も要望しまして、次の質問に移ります。

最後に、固定資産評価事務のDXの推進について伺います。

人口減少が本格化し、社会構造そのものが大きく変化する中、本市の行財政運営はこれまでに経験のない転換期を迎えております。持続可能で市民から信頼される行財政運営を実現するためには、急速に進展するデジタル技術を積極的に活用し、DXの視点から業務の効率化、最適化を進めていくことが不可欠であり、中でも専門性が高く反復的な作業も多い税分野は、デジタル技術の恩恵を大きく受けられる分野と考えられます。税分野におけるデジタル技術の活用という視点では、先ほどもございましたが、令和8年1月、国が進める地方公共団体情報システムの標準化に合わせて新たな税務システムが稼働しています。

そのような中、さきの決算特別委員会で取り上げた家屋評価システムなど固定資産税関連のサブシステムの整備も順調に進んでおり、令和8年度は税務地図情報土地評価システムというものが令和9年4月の稼働に向けて導入準備を進めていると聞いております。土地の固定資産税の課税は、市内の課税対象となる土地一筆一筆について評価を行い、その評価額に基づいて課税していくという非常に専門性の高い分野であり、税務地図情報土地評価システムは、その評価額の計算を支援するシステムですが、そこでまず、長くなりましたが、固定資産税における土地の評価方法について主

税部長に伺います。

○永森主税部長 土地の評価は、総務大臣が告示する固定資産評価基準に基づきまして、主に路線価を用いた評価方法により行っております。その概略としましては、まず各道路に、地価公示価格などの7割を目安に、道路の幅、駅や商店街からの距離、容積率などを考慮して、路線価というものを設定します。そして、この路線価を基に、間口や奥行き長さ、土地の形、利用上の制限など、現地調査や図面で確認した個別要素の補正を加えまして評価額を算出しております。

○木内秀一委員 ありがとうございます。今ありましたとおり、各土地は一律ではなく、それぞれ状況、形態が異なるため、奥行きや間口などを確認、計測するのは非常に緻密な大変な作業かと思いますが、税額の基礎となる評価額を算出する上ではとても大切な事務であります。市税を負担する側からの目線では、評価を間違いなくかつ正確に行うことは極めて重要であり、その評価計算を支援する税務地図情報土地評価システムというものが果たす役割も重要と考えます。今回は現行システムを更新すると聞いておりますが、デジタル技術の進展による機能面の向上などが業務にもたらす影響も多いのではないかと思います。

そこで、新たなシステムの導入による効果についても主税部長に伺います。

○永森主税部長 現行の事務では、各土地の評価額算定に必要な間口や奥行き長さなどを手作業で計測しまして、税務システムに手入力しております。新システムでは、法務局とデータ連携する図面を基にしまして、これらを自動で計測するとともに、税務システムに自動で登録することが可能となります。これにより、評価の一層の適正化と事務の効率化を図ることができると考えております。

○木内秀一委員 データ連携やデジタル技術の活用によって膨大な作業を伴う土地の固定資産税の評価事務が効率化され、また、評価誤りの防止による正確な評価額の算出、さらには適正な課税を通じて市民の皆様から信頼される税務行政の推進にもつながります。令和8年には固定資産税の家屋評価システム、そして令和8年1月には税務システムが既に稼働しており、業務環境が大きく変化する今こそ、DXの視点で土地、家屋や償却資産を含めた固定資産税全体の業務プロセスも見直す絶好の機会であると考えます。

そこで、固定資産税の評価、課税事務におけるDX推進の考えについて財政局長に伺います。

○松井財政局長 固定資産税に関する事務につきましては、これまで手作業、手入力が多く残ってございました。家屋評価システムや税務システムの更新をきっかけといたしまして、データ連携あるいはデジタル技術を活用した業務プロセスの大幅な見直しを行うことができると考えております。今後も、DXの視点で不断の見直しを行うことで事務の効率化と評価、課税の適正化をさらに進め、市民の皆様から信頼される税務行政を推進してまいりたいと考えております。

○木内秀一委員 デジタル技術を活用した事務の効率化、また最適化によって公正公平な評価課税事務を目指すとともに、市民サービスの向上との両立を図りながら信頼さ

れる税務行政の推進につなげていただきたいと思います。今後も柔軟な発想でさらなるDX推進に局全体で積極的に取り組んでいかれることを期待しまして、私の質問を終わります。（拍手）

---

○川口広委員長 質問者がまだ残っておりますが、この際10分間休憩いたします。

午後3時55分再開

午後4時05分再開

○川口広委員長 休憩前に引き続き予算第二特別委員会を開きます。

---

○川口広委員長 それでは、質問を続行いたします。

山浦英太委員の質問を許します。（拍手）

○山浦英太委員 山浦英太です。どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、財政運営について伺います。

令和8年度予算案の編成に当たり、昨年12月には中期計画の素案と併せて長期的な財政の見通しも示されています。そこでは、人口減少や高齢化の進展、物価や賃金の上昇などを背景に今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれています。こうした状況の中で市民の安心安全を守りながら、横浜をさらに魅力ある都市として発展させるには、将来を見据えた施策とそれを支える中長期的な財政運営が重要だと考えます。

そこでまず、改めて人口減少や高齢化の進展などによる財政リスクについてどのように認識しているのか、局長に見解を伺います。

○松井財政局長 生産年齢人口の減少に伴う税収の減少や高齢化の進展に伴う社会保障経費の増加など、財政の硬直化が進んでいく可能性があるかと認識するとともに、近年の委員言っていただいた物価や賃金の上昇など、社会経済情勢の急激な変動についても引き続き注視していく必要があります。今後も市民生活や事業活動を支える行政サービスを提供し続けていくためには、まずこういった財政的なリスクを踏まえた財政運営を着実に進めていくことが必要であると考えております。

○山浦英太委員 ありがとうございます。こうした課題認識を踏まえ、中期計画では財政目標が示され、令和8年度予算編成にも取り組まれてきたものと考えます。

そこで、令和8年度予算案における財政運営の具体的な取組について財政部長に伺います。

○伊勢田財政部長 減債基金の臨時的な活用からの脱却につきましては、創造、転換による財源創出の取組などにより、活用額を前年度から30億円少ない100億円に縮減させました。また、一般会計が対応する借入金残高については、令和11年度末に2兆9400億円以下に管理することを念頭に置きまして、令和8年度の市債活用額を1305億円としました。さらに、実質公債費比率等の地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく指標も意識しながら、予算編成において財政運営全般の取組を進めてまいりました。

○山浦英太委員 ありがとうございます。経済情勢が大きく変化する中、本市が持続可

能な財政運営を続けるには、議会、市民、行政が財政の現状と今後の見通しを共有し、将来の課題に取り組んでいくことが必要だと考えます。しかし、市民の皆様と接していると、生活の厳しさは実感されていても本市の財政状況までは十分に認識されている方はまだ多くないと感じています。財政情報は関心を持たれにくい面もありますが、広報媒体を工夫しながら市民が財政情報に触れる機会を増やしていくことも重要だと考えます。

そこで、財政状況や財政運営について、より積極的に発信していくべきと考えますが、局長の見解を伺います。

○**松井財政局長** 財政情報の発信につきましては、単に数値データだけでなく、財政運営の仕組みや課題、また課題解決に向けた取組、その効果等につきましても含めて発信することで、市民の皆様の御理解も深まると考えております。こうした情報を単に発信するだけでなく、イラストなどを用いて視覚的に分かりやすく表現したコンテンツを今後さらに取り入れてまいりたいと考えております。ニーズや関心に応じた広報媒体を活用して、本市の取組への市民の方々の共感が生まれるよう積極的に発信していきたいと考えております。

○**山浦英太委員** ぜひ積極的な取組をお願いいたします。

人口減少や高齢化などによる財政リスクは全国的な課題です。社会保障経費の増加や学校、市民利用施設、インフラ施設の老朽化への対応など、今後も財政負担の増加が見込まれます。

そこで、持続可能な財政運営の推進に向けた決意を副市長にお伺います。

○**伊地知副市長** 中長期的な見通しを念頭に置きながら常に時代の変化に適切に対応していけるように施設価に取り組み、市民ニーズ等に合わせた施策を展開していく必要があると思います。特に財政面では国、県等とも連携を図ることや、財源を様々な工夫により生み出しつつ、限りある財源をいかに効果的に活用するか、また、次の財源創出にもどうつなげていくのかなど、経営的な視点も意識して持続可能な財政運営を実現できるよう、これからも全庁挙げて取り組んでまいります。

○**山浦英太委員** ありがとうございます。今後もしっかりと財政の持続性を維持していくことを要望して、次の質問に移ります。

次に、公共建築物の再編整備について伺います。

本市には、学校施設をはじめ市営住宅や市民利用施設など、約3000の公共建築物があり、床面積の合計は約863万平方メートルに及びます。これは東京ドームおよそ185個分になります。これら施設の老朽化への対応は、公共サービスの持続可能性に関わる大きな課題です。

そこでまず、公共建築物の老朽化の状況についてファシリティマネジメント推進部担当部長に伺います。

○**中澤ファシリティマネジメント推進部担当部長** 老朽化を建物の築年数の状況で申し上げますと、高度経済成長期以降の人口増加に対応して施設の整備を進めたため、学校施設では築50年以上は約4割、市営住宅では約2割を占めている状況です。また、

市民利用施設では、築50年以上の施設が1割程度となっており、最も古い地区センターは築65年を迎えている状況です。

○山浦英太委員 将来の人口減少が見込まれる中、限られた財源で施設の更新需要にどう対応していくかは本市にとって大きな課題です。本市では、31の施設類型ごとに計画を策定し、ファシリティーマネジメントに取り組んでいると聞いています。しかし、施設ごとの特徴に応じたマネジメントを進めるには、もう一步踏み込んだ取組も必要でないかと私は考えます。特に私は地区センターなど市民生活に身近な市民利用施設に注目しています。こうした施設を更新する際には、現在の利用状況や利用者の声をしっかり把握していくことが重要です。財政局では、複数の施設を対象に利用実態の調査を行ったと聞いています。

そこで、市民利用施設の利用実態調査においてどのようなことが分かったのか、担当部長に伺います。

○中澤ファシリティーマネジメント推進部担当部長 令和6年度から令和7年度にかけて、築年数が古い地区センター3館を中心としたエリアを対象に、周辺の主な市民利用施設も含めて利用実態調査を行いました。その結果、多くの施設で、主な利用者は60歳代以上となっており、徒歩圏内であるおおむね1.5キロメートル以内からの来訪が大半であるが、公共交通が充実している立地では遠方からの来訪もあること、会議室や体育室の稼働率が高い一方で、料理室や和室、工芸室の稼働率が低い傾向にあることといった施設の利用実態を把握することができました。

○山浦英太委員 各施設の状態を把握することで、体育室や料理室など部屋ごとの利用状況の偏りなど、建設当時には想定されていなかった現在の利用実態も見えてきたのではないかと受け止めています。こうした実態を踏まえれば、需要の高い機能はしっかり残す一方で、機能の重複や利用が限られているものは見直すなど、メリ張りのある再編整備ができると考えます。

私の地元戸塚区では、老朽化が進む県営団地が複数あり、将来を見据えた建て替え計画が整っている団地とまだ検討が十分に進んでいない団地が混在しています。こうした状況では施設マネジメントの視点が十分生かされず、結果として単なる建て替えにとどまるといった懸念があります。大規模な施設更新の機会こそ、地域の声や周辺環境も踏まえながら将来像を共有し、より丁寧に検討を進めていくことが重要だと考えます。

そこで、今後の公共建築物の更新については、単体更新とどまらず将来を見据えた広い視野で検討すべきと考えますが、副市長の見解を伺います。

○伊地知副市長 公共建築物の更新に当たりましては、個々の施設にとどまらず、民間施設の立地状況や地域の将来像を踏まえ、広い視野で検討を進めることが重要だと認識しております。こうした視点を踏まえ、先進的な取組や知見、ノウハウを共有するとともに、公民連携の手法も柔軟に取り入れ、全体最適の観点に基づく公共施設マネジメントを区局横断で推進してまいります。

○山浦英太委員 公共建築物の更新は、財政局が横断的な調整機能を発揮しながら施設

全体の配置を見直す視点を強め、地域の状況に応じた再編整備を進めていただくことを期待して、次の質問に移ります。

次に、未利用地の戦略的利活用について伺います。

財政局の予算概要では、ファシリティーマネジメントの推進の一環として、未利用となっている土地は売却や定期借地などによる戦略的な利活用を進め、適正化を全庁的に推進するとされています。本市において十分に活用されていない市有地や今後も利用が見込めない土地を新たな用途へと転換していくことは、売却による歳入にもつながり、維持管理コストの削減につながる重要な取組だと考えます。現行の横浜市中期計画2022～2025では、令和7年度までの期間に12ヘクタールの適正化を目標としています。

そこで、これまで4か年における適正化面積の見込みについて担当部長に伺います。

○**栢沼ファシリティーマネジメント推進部長** 現在の中期計画の期間である令和4年度からの4か年では、合計で約26ヘクタールとなる見込みでございます。

○**山浦英太委員** 現横浜市中期計画2022～2025の目標を大きく上回る成果が出ているようですので、次期中期計画においても目標を達成するようお願いをいたします。

また、市有地の利用、転換に当たっては地域への影響に十分配慮する必要があると考えます。土地の売却や用途変更によって周辺住民の生活環境に影響が出る可能性があります。そのため本市は、民間同士の問題だから対応しない、あるいは民地のことは関与できないという姿勢ではなく、地域への状況にも目を向けながら丁寧に対応していくことが求められると考えます。

そこで、市有地の売却前だけではなく売却後に地域から寄せられる声にも寄り添うことが重要と考えますが、ファシリティーマネジメント推進室長の見解を伺います。

○**福島ファシリティーマネジメント推進室長** 市有地の売却に当たりましては、その土地を取得した経緯や直近の利用状況を踏まえまして、地域の皆様の御理解を得た上での売却の手続きを進めてございます。売却後の土地利用につきましては、現時点で何らかに対応が求められるようなそういった事態は起きてはおりませんが、問題が生じた場合には速やかに関係部署と協議して対応していきたいと考えております。

○**山浦英太委員** ありがとうございます。他都市では、民間の土地に設置された施設に対して地域の方々が反対し、問題となった事例があります。その際、行政が民間のことには対応できないといった姿勢をとったところで、結果として問題がさらに大きくなったと聞いています。問題が起きてから地域にどう寄り添うかを考えるのではなく、事前にしっかりと研修や、他都市の事例を学び、対応力を高めていただくことをここでは要望しておきます。

また、市有地の利用、転換の中でも、規模の大きなものとして小中学校の廃校があります。これまで小中学校は人口増加社会の中で必要な施設として整備され、地域の中で重要な役割を果たしてきました。しかし、少子化によりやむを得ず廃校となることで、新たに未利用地となるケースも増えています。少子高齢化の進展を考えると今

後も廃校の数は増えていく可能性があります。そのため、未利用地の適正化を進める上でも廃校の利活用をいかに進めていくかは重要な課題です。しかし、実際には利活用までに長い時間を要しているケースもあると聞いています。

そこで、廃校の利活用に向けた課題について担当室長に伺います。

○**福島ファシリティマネジメント推進室長** 学校は長年にわたりまして地域に親しまれてきた施設ということもございまして、地域の御意向と民間事業者の事業性との両立が難しいといった課題、あるいは建築制限が厳しい立地にあるといった課題などがございます。これらの課題につきましては、地域の皆様との対話を重ね、理解をいただきながら、民間事業者との対話も積極的に進めるなど、公民連携の視点も取り入れて検討を進めることが重要と考えてございます。

○**山浦英太委員** ありがとうございます。廃校の利活用には、都市計画上の規制や事業者の採算性など様々な要因があると思いますが、特に地域の皆様との合意形成が重要であると考えます。しかし、この合意形成に時間がかかり過ぎると、結果として利活用の開始も遅れてしまいます。例えば、公立学校の跡地に私立学校が入るなど、地域にとってもメリットが感じられる形で活用が進めば理解を得やすくなることも考えられます。また、そのような活用を後押しするために一定のインセンティブを設けることも有効ではないかと考えます。

そこで、地域との合意形成を速やかに進め、廃校の利活用につなげていくことが重要だと考えますが、局長の見解を伺います。

○**松井財政局長** これまでも、地域の皆様の意向を伺うとともに、有効活用に向けた民間事業者へのサウンディング調査を実施するなど、公募条件を整理した上で利活用を進めております。引き続き、区役所をはじめとした関係部署と連携して、地域の皆様との意見交換や対話を丁寧に進め、様々な工夫を重ねながらできる限り速やかな利活用につなげてまいりたいと考えております。

○**山浦英太委員** ぜひインセンティブや優先的な取扱いなども含めた柔軟な対応を検討していただきたいと思います。

また、地域に根づいて活動していくためには、地域との合意形成や信頼関係の構築が欠かせず、そのためには時間と努力を要します。例えば、私立学校が公立の廃校を活用して学校運営を行う場合、契約更新の際には再度公募となり、結果として移転を余儀なくされる可能性もあります。しかし、これは何度も言っておりますけれども、地域との関係づくりには長い時間をかけた積み重ねが必要です。その積み重ねが制度上の仕組みによって途切れてしまうとすれば、地域やそこに通う子供たちにとっても望ましい状況とは言えないと私は考えます。

副市長にもこれは通告外で聞きたいのですが、廃校となった学校の活用はもちろん、契約更新なども含め、地域との関係を大切にしながら継続的に活動できるような運用についても検討していくべきだと私は考えます。今のままでいいとは思わないのですが、副市長、見解をお願いいたします。

○**伊地知副市長** ケース・バイ・ケースですので、ここですぐに委員に同意をすること

がなかなか難しいのかと思いますけれども、いずれにしましても廃校をしたその地域の意向はしっかりと我々も聞きながら、活用について考えていきたいと考えております。

○山浦英太委員 御答弁ありがとうございます。ぜひ前向きな御検討をお願いいたします。未利用地の利活用は、地域の活性化にもつながる重要な取組です。運用面の工夫も含めた取組を要望して、次の質問に移ります。

最後に、ふるさと納税による減収影響について伺います。

ふるさと納税制度は、平成20年度に創設され、現在では広く国民に定着しています。一方で返礼品競争の過熱などもあり、令和6年度には全国の寄附受入額が1兆2000億円を超える規模となっています。こうした状況の中、大都市を中心に個人住民税の減収額も増え続けています。横浜市の住民税控除額は全国で最も大きく、本市財政への影響も年々拡大しています。

そこで、最近3か年の税収影響額と令和8年度の見込みについて主税部長に伺います。

○永森主税部長 ふるさと納税の税収影響額は、令和5年度は265億円、令和6年度は298億円、令和7年度は338億円となっております。また、令和8年度の見込みにつきましては、引き続き寄附者数の増加が見込まれておりまして、373億円の税収影響額を見込んでおります。

○山浦英太委員 ふるさと納税の趣旨そのものを否定しませんが、本市の財政運営にも影響する規模になっていると認識しています。これまでも制度の課題が指摘され、国において返礼品基準の見直しなどが行われてきました。また、令和8年度税制改正では、ふるさと納税制度の健全な運用に向けた見直しとして、高額所得者優遇との指摘を踏まえ、個人住民税の控除額の見直しが行われると聞いています。

そこで、税制改正の内容と税収への影響について担当部長に伺います。

○永森主税部長 個人住民税の特例控除額につきましては、これまで所得割額の2割という定率の上限のみが設けられていました。今回の改正により、給与収入が1億円の方の控除額に相当する193万円が上限として新たに設定されました。この改正に伴う税収への影響については、令和10年度以降、4億円程度の増を見込んでおります。

○山浦英太委員 ありがとうございます。控除額の見直しは制度健全化に向けた一歩前進だと思いますが、年間4億円の税収改善では、約370億円に及ぶ減収影響を食い止めるには十分とは言えないと私は考えます。

そこで最後に、今回の税制改正に対する受け止めと今後の対応について局長の見解を伺います。

○松井財政局長 今回の改正の影響は限定的なものでございまして、ふるさと納税による税収影響額が大きくなっている状況が直ちに改善するものではないと考えております。改正の趣旨につきましては、これまで本市や指定都市市長会が要望してきた内容に沿うものでございまして、ふるさと納税本来の趣旨に近づけるためのものと認識しておりますが、あくまで限られた高所得者向けの対応でありますので、国に対しては

引き続き見直しを要望していく必要があると考えております。

○山浦英太委員 国への制度改正要望については今後も粘り強く取り組んでいただきたいと思います。また、ふるさと納税による減収が財政運営にどのように影響を与えるかについて、市民に分かりやすく伝えていくことも重要です。例えば東京都では、ふるさと納税による減収額が保育料無償化や道路整備の年間予算に匹敵することなどを示し、都民に制度の影響を発信しています。横浜市としても、こうした情報発信を行うことで市民の皆様が制度の影響を理解していただくこともできると思います。その上で、横浜市が質の高い行政サービスを提供し、税金を納めてよかったと実感していただける市政運営を進めていくことが重要だと私は考えます。財政局の皆様には市民満足度を高める様々な施策の推進を期待して、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

---

○川口広委員長 次に、坂井太委員の質問を許します。

○坂井太委員 日本維新の会・無所属の会の坂井であります。

初めに、減債基金の運用について伺います。

財政局予算概要で局としての財源創出の取組にも触れられておりますが、令和8年度予算では減債基金の運用で3億円の歳入確保をすることとなっております。先日の議案関連質疑で我が会派の柏原議員からも質問させていただきましたが、昨今の金利上昇を味方につけ、基金を運用して利益を得ることが必要になってきていると考えています。一方で、少し前になりますが、平成23年度に横浜市の外郭団体が債券で運用する際に一部仕組債と呼ばれるリスクの高い金融商品に投資していることが判明し、市が禁止するということがありました。減債基金をはじめとする市のお金は、市民の皆様からお預かりした大切なお金であります。運用する以上100%安全というものはないことは分かっていますが、十分に安全性を確かめて行うことが必要であると考えます。

そこで、運用安全確保について伺います。

○伊勢田財政部長 本市の公金運用につきましては、横浜市における資金管理方針の中で運用方針を定めておりまして、債券による運用は元本及び利子の支払いが確実な国債、地方債、政府保証債で運用することとなっております。減債基金の運用につきましては、この方針に基づきまして主に地方債で運用しておりまして、安全性には十分配慮してございます。

○坂井太委員 市として安全性を最優先に考えていることは安心をいたしました。さて、金利はこれから上昇していく状況ですが、引き続き債券など運用を拡大していくのは自然の流れであると思います。一方で、運用は非常に専門性の高い知識が必要であるため、市職員の誰でもできるという簡単なものではないと思います。

そこで、減債基金運用のためにどのような情報を集めているのか、伺います。

○伊勢田財政部長 運用を担当する職員は、市債発行業務を行う全国の自治体職員向けに開催されている債権の基礎についての研修を受講しております。また、銀行や証券

会社等の金融アナリストによる債権運用の勉強会に参加し、日常的に市場動向を確認するなど金融知識や情報の収集に日々努めております。こうして蓄積した知見や情報を基に、適切に運用を行っているところでございます。

○坂井太委員 職員の皆様の絶え間ない努力の上に基金運用が成り立っているということと思われます。さらなる運用の拡大を目指していくために、やはり金融の専門知識を十分に活用できる体制を整えることが大切ではないでしょうか。

そこで、基金運用を拡大していくための外部の専門的な知識を持った人材を活用していく体制を整えるべきと考えますが、局長の見解を伺います。

○松井財政局長 基金運用を拡大し財源を創出することは、今後、委員おっしゃっているように一層重要になってくると考えております。今後、運用を行っていくための体制づくりにつきましては、市全体の運用方針等の枠組みを定める会計室や、基金を所管する関係局などとの意見交換を行いながら研究してまいりたいと考えております。

○坂井太委員 資金の安全性や流動性を確保することはもちろん大前提ではありますが、これからは市役所もしっかり稼いでいかないといけないと思います。まずは、金利上昇を捉え、債券などによる運用を開始したことが評価できますが、これは拡大していくことでしっかりと利益を得ていくことが必要であります。そのためにも、引き続き人材育成を行うとともに外部の専門家の力を借りるなど、柔軟に取り組んで、より横浜を豊かにしてもらうことを期待して、次の質問に移ります。

次に、工事の入札不調対策について伺います。

先ほどの質疑もありましたが、工事の入札不調が全国的に増加傾向にあり、本市としては早急な対策が求められております。我が党の令和8年度予算要望では、第1に成長戦略とイノベーションを挙げておりますが、その中で、中小企業振興基本条例を堅持し、市内中小企業の競争力を強化することを提言いたしております。本市にはたくさんの中企業が、その力をしっかりと引き出すことで入札不調を減らすことができると考えています。聞くところによると、受注意欲があるにもかかわらず入札の参加条件が満たせずに受注がかなわない場合もあるようであります。

そこでまず確認ですが、入札参加条件の仕組みについてお伺いをいたします。

○大塚契約部長 本市では、事業者数と発注件数の多い土木、建築などの工事を対象に、事業者の受注実績等を基に格付ランクを設定しております。入札参加条件では、工事の価格帯に応じて参加可能なランクを指定しており、例えば建築工事であれば、1億2000万円以上はAランク、1億2000万円未満2500万円以上はBランク、2500万円未満はCランクの事業者を参加対象とする条件設定を行っております。

○坂井太委員 工事の価格帯に応じて各ランクに発注しているとのことですが、物価上昇などにより下位のランクの事業者が受注できる工事が、規模が小さくなり事業者の力を生かし切れていないのではないのでしょうか。中小企業といっても規模は様々であり、事業者数が多い場合、ランクを分けて、その中で競争を行うことは合理的ではあります。しかし、結果、入札参加者が少なくなり不調になるということがあれば、これは本末転倒であります。

そこで、入札参加の対象事業者を拡大すべきと考えますが、局長の見解をお伺いします。

○松井財政局長 喫緊の不調対策が必要であります建築設備系工事につきましては、令和8年度から、試行的にでございますが、一定金額の工事において複数ランクを対象とした参加条件を設定いたします。例えば建築工事であれば2500万円から5000万円の工事について、従来はBランクが対象であったものをCランクも対象に加えた参加条件とします。これにより下位ランクの事業者が参加可能な工事が増え、参加者確保につながるものと考えております。

○坂井太委員 ぜひ受注意欲のある中小企業の力を生かして、不調対策につなげていただければと思います。

これまでも本市では、予算や決算などに合わせて財政情報の発信に取り組んできました。財政という分野は、市民の皆様にとってなじみがなく、また、使用される言葉も難しいことから、財政をいかに分かりやすく伝えるか、様々な工夫を重ねてこられたと聞いております。日々の活動の中で参考にさせていただいており、市民の皆様にもこうした取組をぜひ知っていただきたいと思っております。

そこでまず、市民の皆様にもどのように財政情報をお届けしているか、財政広報の取組状況についてお伺いをいたします。

○伊勢田財政部長 予算などを題材に財政状況について、キャラクターの対話形式で分かりやすく解説している財政広報誌あなたと創る横浜の財政のほか、予算、決算、財政方針等の情報を一つにまとめて発信するワンストップ財政情報などを本市ウェブサイト上で公開しているところでございます。また、本市職員が直接説明を行う、先ほど小学校がありました、大学なども含めて行っております財政出前講座など、市民の皆様の興味関心に応じた取組を行っております。

○坂井太委員 私自身もあなたと創る横浜の財政は、名称が変わる以前のヨサンのミカタ時代から活用させていただいており、予算情報などがコンパクトに整理され、非常に分かりやすい資料だと思っております。しかしながら、こうしたコンテンツを公開するだけでは十分に伝わらないという課題もあると感じています。市民の皆様が情報を探しに来るのを待つのではなく、ターゲットに応じて届け方を工夫しながら積極的に発信していくことが重要であります。受け手の年代や興味関心などによって効果的な広報媒体や伝え方が異なります。特に若い世代では、SNSなどを上手に使い、自分なりに工夫を凝らして伝えたいことを発信することが当たり前になっております。財政広報も従来の手法にとらわれず、市民の皆様に見てみたいと思ってもらえるような取組が必要ではないでしょうか。

そこで、今の時代に合わせた財政広報を進めていくべきと考えますが、局長の見解をお伺いいたします。

○松井財政局長 持続可能な財政運営の取組を市民の皆様にも共感いただくためには、委員おっしゃるように財政広報に触れる機会を増やして、時代に沿った情報発信をしていく必要があると考えております。そのために財政運営の取組に市民の皆様が興味を

持っていただけるよう、単に数字とかだけでなくイラストや文字を効果的にデザインするインフォグラフィックスというものがあるようでございますが、こういったものを用いたコンテンツを新たに作成いたします。また、興味関心に応じて情報をお届けすることができるよう、SNS上でプッシュ型の広報を実施するなど、共感を生み出す広報を進めてまいりたいと考えております。

○坂井太委員 ぜひ、新しいアイデアを取り入れながら、より多くの市民の皆様にお届けできるよう、積極的に広報を進めてほしいと思います。特に若い世代を中心に、SNSの普及により文章をじっくり読むというよりも短い時間で視覚的、直感的に理解できる情報のほうが好まれる傾向にあると思います。新たに動画コンテンツを制作されることとありますが、数値データはもちろん、市民の皆様にご覧いただきたい財政運営の仕組みや課題解決に向けた本市の取組についても図解やアニメーションで表現することで、より伝わりやすくなると思います。これからも取組が市民の皆様の共感を生み出す広報につながることを期待申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○川口広委員長 次に、深作祐衣委員の質問を許します。（拍手）

○深作祐衣委員 国民民主党の深作祐衣です。お願いします。

本年1月から新たに運用が開始された税務システムについて、市税は横浜市の根幹を支える重要な財源であり、その賦課徴収を担う税務システムは重要なインフラであります。今回の再構築に当たって、国の情報システムの標準化に対応するため構築費と今後10年間の運用経費を合わせて約160億円と多額の債務負担行為が設定されています。これだけの巨額な投資を行う以上、単なるシステムの入替で終わらせてはならないと思います。業務プロセスそのものをシステムに合わせて見直すBPRを徹底し、劇的な業務の効率化と市民の利便性向上を実現する必要があります。

そこで、デジタル技術を活用した税務システムの再構築により、旧システムと比較してどのように納税者サービスが向上するのか、伺います。

○永森主税部長 税務システム再構築により、全ての税目の納付書にQRコードを印字いたします。これにより、全ての市税でスマホ決済やクレジット納付など多様な納付手段を選択できるようになりました。今後も、申告から納付まであらゆる手続のオンライン化に継続して取り組みまして、市民の皆様の利便性向上を一層図ってまいります。

○深作祐衣委員 ありがとうございます。スマホ決済の対象が広がること、これで、これまで金融機関やコンビニに行かなければ納付できなかった人についても、時間や場所を問わず納付ができるようになることは市民にとって大きなメリットだと思います。しかしながら、これを整えたところで使っていただかなくては意味をなしません。今後の電子納税の利用率の向上に向けた市民の方への周知について伺います。

○永森主税部長 これまで本市では、市民の皆様の利便性向上を目的としてスマホ決済

をはじめとする電子納税の拡充を進めてまいりました。今後もより一層、電子納税の利便性を知っていただきまして、利用していただくことが何よりも重要です。そのため、本市のホームページやSNSはもとより、納税通知書等の送付時や法人向けの広報紙など、あらゆる機会を活用して周知に努めまして電子納税の利用率向上に取り組んでまいります。

○**深作祐衣委員** 新税務システムの導入によって、スマホを持たない方にとっても全国の金融機関の窓口で横浜市の市税の納付ができるようになったとも聞いております。なので、手段を問わず全ての方が納税が便利になったと実感できるように取り組んでいただきたいと思います。

最後に、効率化によって生み出された時間の使い道について、中期計画では税務DXの推進により執行体制を効率化し、税務調査を充実させることが掲げられています。

そこで、システム化によって生み出されたリソースをどのような税務業務に振り向け、市税収入の安定的な確保につなげていくのか、局長に伺います。

○**松井財政局長** 新税務新税務システムの導入によりまして業務の効率化が図られます。その結果として創出されたリソースにつきましては、課税対象の的確な捕捉等、税務調査をはじめとした税務としての本来業務の充実に活用してまいります。これにより、公平で適正な賦課徴収事務をさらに推進し、安定的な市税収入の確保につなげてまいりたいと考えております。

○**深作祐衣委員** しっかりやっていただきたいと思います。オンラインでできる行政手続をさらに広げていただくとともに、デジタル化によって生み出された時間は有効に活用していただき、安定的な市税収入の確保をお願いして、私からの質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

---

○**川口広委員長** ほかに御質問はございませんのでお諮りいたします。

財政局関係の審査はこの程度にとどめて常任委員会に審査を委嘱したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**川口広委員長** 御異議ないものと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○**川口広委員長** 以上で局別審査は全部終了しましたので、来る3月18日午前10時から総合審査を予算第一特別委員会との連合審査会として開催いたします。

---

○**川口広委員長** 本日はこれをもって閉会いたします。

午後4時42分閉会